

自 令和3年12月 8日

至 令和3年12月20日

第6回 和木町議会定例会

令和3年第6回(12月)定例会
令和3年第6回和木町議会定例会
(令和3年12月8日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第15号
例月現金出納検査の結果について
2. 議案第34号
令和3年度和木町一般会計補正予算(第8号)
3. 議案第35号
令和3年度和木町国民健康特別会計補正予算(第2号)
4. 議案第36号
令和3年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)
5. 議案第37号
令和3年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)
6. 議案第38号
和木町ICT教育推進基金条例について
7. 議案第39号
和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
8. 議案第40号
和木町営住宅条例の一部を改正する条例について
9. 議案第41号
令和3年度和木町一般会計補正予算(第9号)
10. 発議第2号
和木町議会会議規則の一部を改正する規則について

○出席議員（10名）

1	番	津	島	宏	保	
2	番	栗	本	詠	子	
3	番	嘉	屋	富	公	
5	番	上	田	丈	二	
6	番	中	村	充	子	
7	番	上	岡	富	士	夫
8	番	小	林	秀	嘉	
9	番	森	脇	明	美	
10	番	灰	岡	裕	美	副議長
11	番	兼	本	信	昌	議長

○説明のため出席した者

町	長	米	本	正	明	
副町	長	田	中	雅	彦	
企画総務課	長	渡	邊	良	平	
税務課	長	吉	岡		司	
住民サービス課	長	鳥	枝		靖	
都市建設課	長	村	岡	辰	浩	
保健福祉課	長	坂	本	啓	三	
教育	長	重	岡	良	典	教育委員会
事務局	長	森	本	康	正	〃

○会議に従事した職員

事務局	長	田	中	敬	子
書	記	松	島	久	子

開 議 長	9時 00分 ただいまから、令和3年第6回和木町議会定例会を開会しま す。 これより本日の会議を開きます。
議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定に より、8番議員 小林秀嘉君、9番議員 森脇明美君を指名し ます。
議 長	日程第2 諸般の報告を行います。 先の定例会以降、10月19日 山口県町議会実務研修会に 私が出席しました。 11月2日 山口県町議会議長会定例会に私が出席しまし た。 11月10日～11日 岩国基地周辺地域の振興策に関する 特別要望に私が出席しました。 11月26日 東京で町村議会議長全国大会が開催されまし たので、私が出席いたしました。 その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布して おりますので、ご了承願います。
議 長	次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催され ましたので、その結果を委員長から報告願います。 議会運営委員会委員長 栗本詠子君。
栗本議員	おはようございます。 議会運営委員会からご報告を申し上げます。 町長から12月8日に議会が招集されたことに伴い、12月 1日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次の とおり申し合わせを行いました。 本定例会に付議されております案件は、議案一覧表のとおり

令和3年第6回(12月)定例会

報告1件、議案7件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に議案第34号から議案第40号までの議案説明と質疑を行い、12月10日に一般質問、最終日を12月20日とし、討論、採決を行うことといたしました。

よって、本定例会の会期を、本日12月8日から12月20日までの13日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

どうぞ皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 栗本詠子

議長 以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月20日までの13日間としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの13日間とすることに決定しました。

議長 日程第4 行政報告について
町長の報告を求めます。
米本町長。

米本町長 みなさん、おはようございます。
本日の行政報告では、5点の事柄についてご報告申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び町内感染者状況についてでございます。

9月30日、全国に発令されていた緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が解除されました。

山口県の感染者状況は、10月15日からステージ1「感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階」まで引き下げられました。町といたしましては、引き続き県内及び近隣自治体の感染状況を注視して参ります。

なお、町内の感染者の状況でございますが、11月1日時点で累計41人の感染が確認されております。家庭内での感染及び若年層の感染が多くみられております。

11月1日、町と山口県は今後の感染拡大に備え、入院・宿泊療養を原則としながら、子育ての理由等やむを得ず自宅療養される方への支援体制を整備するため、「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する協定」を締結いたしました。県の保健所が調整し自宅療養される方の同意を得たうえで、町は必要な情報提供を受け、相談対応や日常生活を営むために必要なサービスの提供等を行うこととなります。

現在、県内、国内において新規感染者数は落ち着いてきているところですが、今後、第6波の襲来や、より感染力が強いとされる変異ウイルスの感染拡大が懸念をされております。

町民の皆様におかれましては、引き続き慎重な行動やマスク・手洗いなど基本的な対策をお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び町内感染者状況についての報告とさせていただきます。

次に、新型コロナワクチン接種事業についてでございます。

保健相談センターを会場とする集団接種につきましては、すべての日程を9月17日に終了いたしました。町民の皆さまのご協力をもちまして、全国的に接種事業が早く進んだ山口県の中でも、比較的早期に完了することができました。

なお、未接種の状態ですべて町に転入して来られた方、新たに満12歳となった方で希望された方を対象として、10月8日、2

9日に集団接種を実施いたしました。この機会までに接種ができなかった方は、保健相談センターで相談を受け付け、町内医療機関に個別接種を依頼いたします。

11月1日時点で、2回目の接種を完了された方は、12歳以上の町民のうち84.3%、4,536人の方々でございます。

3回目の接種につきましては、12月に2回目の接種から8か月を経過した医療従事者から開始し、町民の皆さまには1月中旬から8か月経過を目途に順次、通知をお届けいたします。

日程、会場など、接種に係る具体的な運営方法につきましては、現在、町内医療機関の医師と協議を行っており、体制確保に努めております。

以上、新型コロナワクチン接種事業についての報告とさせていただきます。

次に、3番目として10月24日執行されました参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙の結果についてご報告をいたします。

当日の有権者数は4,871人、投票者数は1,842人、投票率37.82%であり、前回の山口県選挙区選出議員選挙に比べ8.9ポイントの減少でございました。

投票者数1,842人のうち、16日間の期日前投票を利用された方は867人で、利用率は47.07%であり、不在者投票は5人でした。

和木町における得票数は、届出順に北村つねお候補1,328票、かわいきよ候補435票、へずまりゅう候補35票で、山口県選挙区では、北村つねお候補が当選をされました。

以上、10月24日執行の参議院山口選挙区選出議員補欠選挙の結果についての報告といたします。

次に、10月31日に執行された第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の結果についてご報告を申し上げます。

当日の有権者数は4,868人、小選挙区及び比例代表の投票者数は2,447人で、投票率50.27%であり、前回に比べ

1.53ポイントの減少でございました。

投票者数2,447人のうち、11日間の期日前投票を利用された方は1,146人、利用率は46.83%であり、不在者投票は12人でございました。

また、最高裁判所裁判官国民審査の投票者数は2,421人で、投票率は49.87%でございました。

和木町における得票数は、小選挙区では、届出順に松田一志候補569票、岸信夫候補1,799票、山口第2区においては、岸信夫候補が当選されました。

比例代表選挙は、国民民主党77,533票、公明党311票、社会民主党42票、れいわ新選組85票、日本維新の会199票、自由民主党1,188票、立憲民主党347,466票、日本共産党141票、NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で14票でございました。

なお、少数点以下の票数は、按分によるものでございます。

以上、10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の結果についての報告とさせていただきます。

最後に、周陽環境整備センターの解体工事についてでございます。

周陽環境整備センター解体工事の請負契約の締結について、10月26日に開催された周陽環境整備組合議会で承認をされました。請負業者は、岩国市の西日本ビルド株式会社で、契約額は2億7,280万円でございます。解体工事は、構成市町である岩国市、周南市、和木町が平成30年度までに積み立てた施設整備基金を充て、周陽環境整備組合において令和4年度末にかけて実施されます。

周陽環境整備センターは、平成6年4月に旧由宇町、旧玖珂町、旧周東町、旧熊毛町、和木町の5町で構成する一部事務組合「周陽環境整備組合」のごみ焼却施設として稼働をはじめ、平成の大合併を経て、現在の岩国市、周南市、和木町の2市1町で構成される施設でございます。平成31年4月に「サンラ

イズクリーンセンター」が本格的に稼働したことに伴い、平成31年3月末に稼働を停止しております。

稼働停止後は、株式会社東和テクノロジーに、周陽環境整備センターの解体工事に伴う調査設計や施工監理を行う業務を令和2年9月から令和4年度末まで委託をしております。

なお、周陽環境整備センターの解体工事が、令和4年度末までに完了する見込みとなっておりますので、周陽環境整備組合の解散日は令和5年3月31日として、今後、2市1町により解散に関する協議を進めていく予定となっております。

以上、周陽環境整備センターの解体工事についての報告といたします。

以上、5件の事柄について行政報告とさせていただきます。

議長 日程第5 報告第15号 例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布しておりますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承を願います。

議長 日程第6 議案第34号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第8号)
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 議案第34号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,331万9千円を追加し、予算総額を46億5,755万8千円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、ふるさと納税事業に係るお礼品や令和2年度に交付された国・県補助金の返還金、福祉医療費や障害児通所給付費、他市町への委託保育料、ICT教育推進基金積立金など、各種事業に必要な経費を

計上するために提案させていただくものであります。

歳出の主なものを議案第34号の14ページ以降でご説明申し上げます。

15ページ、款2 総務費の補正は地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務委託料77万円、ふるさと納税事業に係るお礼品等687万6千円、各所管課における国・県への返還金884万3千円などを増額するものです。

16ページから19ページの款3 民生費では福祉医療費扶助料440万円、障害児通所給付費653万3千円、他市町への委託保育料等623万6千円を増額しています。

19ページ中ほどの款4 衛生費 357万5千円の増額は、保健相談センターの健康管理システムを改修し機能強化するために計上しています。

19ページ下段 款7 土木費では、道路維持管理事業の修繕料100万円及び道路改良工事の工法変更等に伴い200万円を増額しています。

21ページ中段から23ページにかけての款9 教育費では、地域振興事業助成基金積立金を536万2千円減額し、ICT教育推進基金として536万3千円を増額するほか、小学校費では新型コロナウイルス対策のための消耗品費や就学援助費を増額計上、この他に光熱水費や修繕料などを増額しています。

続きまして、8ページ以降、歳入についてご説明します。

9ページ 款15 国庫支出金1,147万8千円の増額は、国庫負担金として、子どものための教育・保育給付交付金360万4千円、障害児通所給付費負担金326万6千円を計上、国庫補助金は、児童手当システム改修に充てるものとして子ども子育て支援事業費補助金304万5千円、感染症予防事業費国庫補助金として140万9千円などを増額しています。

款16 県支出金では、子どものための教育・保育給付交付金136万7千円、障害児通所給付負担金163万3千円などを増額計上しています。

11ページ 款18 寄付金はふるさと納税による寄付金1,300万円を増額するもので、本年度のふるさと納税寄付金については、8,300万円を見込んでいます。

款19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整によって財政調整基金を1,944万円増額、健やか安心基金からの繰入金を377万円増額しています。

12ページ 款21 諸収入は、地域づくり推進事業助成金を200万円増額するものでございます。

なお、今回補正後の財政調整基金の残高は13億218万4千円になる見込みです。

続いて、3ページ 第2表 債務負担行為補正についてご説明いたします。定年延長に伴う新制度支援業務は期間を令和4年度までとし、限度額を143万円とするものでございます。

以上で議案第34号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。
質疑はありませんか。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 ちょっとお尋ねします。まず17ページ 第3款 1項ですけど、まず社会医療費扶助金、扶助料440万円のことをもう少し詳しく教えてください。

議長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 ただいまの嘉屋議員の社会福祉医療費扶助料440万円の増額補正、具体的に申し上げますと、医療機関がですね、過去3年分の医療費の請求漏れがございました。この金額が437万4,333円過年度分請求がありましたので、今回増額補正とするものでございます。以上でございます。

- 議長 嘉屋富公君。
- 嘉屋議員 今回、請求漏れということがありましたけど、これに対する原因又は再発防止策等は立てられているのでしょうかお伺いします。
- 議長 坂本課長。
- 坂本保健福祉課長 お答えします。この原因についてはですね、相手方、医療機関のことなので私共は分かりません。以上です。
- 議長 嘉屋富公君。
- 嘉屋議員 今ありましたように分からないということで、そうすると3年以内ということでそれ以前のことはどうなっているのでしょうかお伺いします。
- 議長 坂本課長。
- 坂本保健福祉課長 民法170条の規定に基づいて過去3年分の請求を受けたというものでございます。
- 議長 嘉屋富公君。
- 嘉屋議員 今回の問題で、出来れば、原因追求、医療機関の方にですね、原因はどういうふうになっているのかという事をお尋ねしていただいて、私たちの方にもやっぱり報告していただきたいと思えます。
- 次の質問に入ります。
- 19ページ 款7 土木費に関するものです。
- 道路の修繕費100万円、町道改良工事200万とありますけど、これ具体的に説明の方お願いいたします。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 まず、道路維持管理事業の方の修繕料の100万円の増額でございすけれども、これは、町の道路パトロールとか住民の通報により道路の修繕等を行う事業でございまして、まあ具体的には舗装の剥がれとか陥没、道路施設の修繕等を実施しております、大小さまざまな修繕工事でございます。今回100万円補正させていただきましたのは、現在の執行済額が360万円程度となっております、これから冬を迎えるにあたってですね、修繕等実施していく必要があるということで、100万円の増額をお願いしているものでございます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 その100万円の内のですね、内訳として主に1番大きく使われる、例えば舗装の剥がれとかですね、具体的に場所が分かれば教えていただきたいと思ひます。

議長 村岡課長。

村岡都市建設課長 道路の剥がれ、陥没、軽微のものは保留しますけれども、陥没とかあるとですね、事故があるのでこれから起これば直ぐ対応しなければいけないということで、現時点で私も把握してませんけれども、1件保留しておりますのは、瀬田の反り橋の方ですね、防護策がちょっと特注の防護策でございましたので修繕費がちょっと高くつくということで、現在保留している案件が1件あることは記憶しております。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 続いて町道改良工事の方の200万円、これについても説明をお願いします。

- 議長 村岡課長。
- 村岡都市建設課長 これは、現在和木3丁目において工事を進めております町道通津開浜開線外道路改良工事に伴うものでございます。
- この工事の内容はですね、老朽化した既設のアスファルト舗装や排水構造の改良を行う工事でございますけれども、今回補正が必要となる理由としてはですね、工事の施工方法について請負業者が地元からの要望とかいろいろ調整した結果ですね、可能な範囲で工事に伴う騒音振動、あるいは住民の利便性を図るためにですね、ちょっと施行方法を設計変更させていただいたということで、小型の、大きいものについてはちょっと当初使う予定だった大型の機械を小型に変更するというものでですね、積算した結果200万円の補正をお願いするものでございます。
- 議長 嘉屋富公君。
- 嘉屋議員 最後にお伺いします。
- この工事は最終的に今年度中に全てが完了の予定なんではないかと、お伺いします。
- 議長 村岡課長。
- 村岡都市建設課長 工期については、予定どおり2月28日、来年の2月28日までに完了する予定で現在進めているところでございます。
- 議長 よろしいですか。
- 嘉屋富公君。
- 嘉屋議員 以上で終わります。

- 議長 他に質疑はありませんか。
ございませんか。
森脇明美君。
- 森脇議員 それでは1問だけ質問します。
4款の衛生費 1項保健衛生費の19ページの健康増進一般事業 健康管理システム機能強化業務委託料の357万5千円補正の内容をもう少し詳しく説明していただきたいと思えます。
- 議長 坂本保健福祉課長。
- 坂本保健福祉課長 ただいま森脇議員より健康管理システム機能強化業務委託料357万5千円をもう少し詳しくということですが、具体的な事業名は検診情報連携システム整備事業という事業でございます。
内容につきましては、和木町民、住民がですね、がん検診等の情報についてマイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧が出来るように自治体中間サーバーに情報を登録するためのシステム改修事業ということになっております。
なお、補足なんですけど、この事業費に対しまして国より3分の2の歳入補助、まあ補正予算でも上げておりますけど、歳入補助がございます。以上でございます。
- 議長 森脇明美君。
- 森脇議員 今説明がありましたが、スマホで見られたりするってということで住民への周知方法はどのようにされるのでしょうか、お尋ねいたします。
- 議長 坂本課長。

坂本保健福祉課長 ただいま住民への周知方法というご質問でございますが、この事業はですね、ただいま国の支持により全国の市町村がこれからシステムを整備していくものでございます。

よって、全国の市町村のシステムが、整備が完了しましたらですね、国からですね、大きなアナウンスがあると思われれます。

その後にはですね、和木町では、広報・ホームページ・アイキヤン和木チャンネルでこの内容を広く周知したいと今のところ考えております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

森脇議員 はい、以上で終わります。

議長 他に質疑はございますか。
灰岡裕美君。

灰岡議員 歳入と歳出1件ずつお伺いしたいと思います。
まず、歳入13ページ、21款 諸収入の雑入 地域づくり推進事業助成金200万、この助成金の内容と助成先について質問をいたします。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 21款 地域づくり推進事業助成金ですけれども、これは山口県の、山口にあります公益財団法人山口県市町村振興協会から市町の地域づくりへの地域づくり推進事業に対して交付する助成金でございます、1町あたり200万円が限度となっております。地域で行う、地域づくりに必要な施設の整備、それからソフト事業、こういった直接経費の二分の一以内、かつ200万円以内の事業に対して各市町に交付されるというものでございます。

- 議長 灰岡裕美君。
- 灰岡議員 すみません、今、もう1件、助成先についての質問をお願いします。
- 議長 渡邊課長。
- 渡邊企画
総務課長 この200万円については、本年度は地域振興協会への助成金に充てたいと考えております。
- 議長 灰岡裕美君。
- 灰岡議員 宝くじの関連の助成金と思うんですけども、この助成先っていうのはどのようにして決定するのでしょうか。
幅広く募集して町がまたは県がその地域づくりのこの助成元が助成先を決めるんですか。教えてください。
- 議長 渡邊課長。
- 渡邊企画
総務課長 これは、町が、町単独で行っている事業、または実施主体が地域コミュニティ団体とかNPO法人、こういったところが行う事業に対して、まあ町づくり事業に対して町が負担金または補助金を出した場合、こういう時に先ほど申し上げました二分の一以内、200万以内で助成するもので、近年は町の地域振興協会へ助成することが多くなっております。
- 議長 灰岡裕美君。
- 灰岡議員 じゃあ、助成先は町が決めるということによろしいんですね。近年は地域振興協会に助成というふうに今お伺いしたんですが、どういうふうな形で、例えば町がこの助成がありますよということで募集に対して応募があったのでしょうか。

また近年他に、地域振興協会以外にどのような団体に助成されたのかお伺いします。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 公募とかそういう形はとっておりません。振興協会以外への助成となるとちょっと私は記憶にないんですが、はい、申し訳ないです。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 すみません、この質問について最後の質問なんですが、じゃあ特に応募とか募集なくて振興協会に助成決まったという理解でよろしかったんでしょうか。

よろしいんですね、はい分かりました。

次に歳出について伺います。

17ページ 3款 民生費 児童福祉費 保育所費について、地域型保育給付費、ごめんなさい、ちょっと見にくい、166万5千円この地域型保育給付費っていうのは、計上されておりますが、この地域型保育給付費というのは、小規模保育施設に子どもさんを預けた時に町が給付費を支払いするという事で、待機児童を解消する事を目的として小規模な保育施設を拡充しましょうということが始まったんだと思うんですが、今回初めてこの給付が、給付があったと思うんですけど、この給付費というのは期間が今年、まあ発生したときから今年度、今年度末までの給付費と考えてよろしいんですか。

内容を教えてください。

議長 森本教育委員会事務局長。

森 本
教育委員会
事務局 長

はい、お答えいたします。地域型保育給付費についてはですね、今年度6月補正にも3名分として計上しているところです。今回166万5千円ほど1名増加したということでこの補正を上げさせていただきました。今年度末までの費用ということになります。

議 長

灰岡裕美君。

灰岡議員

すみません、6月にも補正があったということで、では、現在和木町内でこの地域型保育給付費を受けて他市町の小規模保育を受けていらっしゃる子どもさんってのは何人いらっしゃるか把握していらっしゃいますか。

議 長

森本局長。

森 本
教育委員会
事務局 長

現在補正した人数は4名と、合計4名ということになります。

議 長

灰岡裕美君。

灰岡議員

この4名のお子さんを小規模保育事業に、他市町に預けられている保護者の方々がなぜ他市町の、しかも、小規模な保育施設に子どもさんを預けられたかという理由はあるのでしょうか。把握してらっしゃったらその範囲で教えてください。

議 長

いいですか。森本局長。

森 本
教育委員会
事務局 長

お答えします。
こども園に入園希望が定員がいっぱいで叶わなかったという方もおられますし、希望されたという方もおられます。以上です。

- 議長 よろしいですか。
- 灰岡議員 はい、わかりました。
質問は以上です。ありがとうございました。
- 議長 他に質疑はありますか。
上田丈二君。
- 上田議員 3ページの債務負担行為補正、定年延長に伴う新制度支援業務、期間が令和4年度、限度額が143万円について伺います。
この新制度ですけれども、定年延長を65歳になるまでの制度となっておりますけど、この制度についてちょっと教えていただきたいと思います。
- 議長 渡辺企画総務課長。
- 渡辺企画総務課長 定年延長の新しい制度についてはですね、2023年度から公務員の定年延長、定年を順次上げていって65歳まで延ばすというものでございますが、1番最初に対象となるのは、生年月日で言いますと昭和38年4月2日から翌年4月1日までに生まれた方、この方が定年が61になります。1番最初に適用を受けるのがこの方、で順次1年ずつ実質2年に渡って1歳ずつ上がっていく訳ですけども、65歳になるまで制度を順次定年を延長して、そうですね令和15年度にこの制度の完全なる移行が完了します。そういう制度でございます。
- 議長 上田丈二君。
- 上田議員 2年に渡って1歳ずつの定年を上げていくってことですね。
開始が令和5年度になるかと思うんですけど、その時の対象人数というのは分かりましたら教えていただきたいと思います。

- 議長 渡辺課長。
- 渡辺企画
総務課長 先ほど申しあげました生年月日の方が最初に1名、令和5年度から1名の方が延長に該当します。
- 議長 よろしいですか。
- 上田議員 はい。
- 議長 他に質疑はございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
- 議長 日程第7 議案第35号 令和3年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
これを議題とします。執行の説明を求めます。
坂本保健福祉課長。
- 坂本保健
福祉課長 それでは、議案第35号 令和3年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。
本議案は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万円を追加し、予算の総額を6億6,260万円とするものでございます。
それでは2ページの歳出からご説明いたします。
款1 総務費は、子ども均等割額軽減対応に伴うシステム改修委託料といたしまして、12万円を増額するものでございます。
款2 保険給付費は、一般被保険者療養費50万円、出産育児一時金126万円、出産育児一時金支払手数料千円をそれぞれ増額するものでございます。

款6 財政調整基金積立金は、今回の補正額を調整いたしまして74万千円を減額するものでございます。

款7 諸支出金は、保険料還付金20万円を増額するものでございます。

続きまして、1ページの、歳入についてご説明いたします。

款2 県支出金は、歳出の一般被保険者療養費の増額に伴いまして、普通交付金50万円を増額するものでございます。

款4 繰入金は、歳出の出産育児一時金の増額に伴いまして、一般会計からの繰入金84万円を増額するものでございます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
嘉屋富公君。

嘉屋議員 すみません、今、歳入の部分で、繰入金115万円っていうふうに聞こえたんですけど、これ間違えないでしょうか。
1ページのです。私の表には84万円とあるんですけど、どちらが正解なんでしょうか。

議長 ちょっと待ってください。

議長 坂本課長。

坂本保健福祉課長 ただいまの繰入金84万円でございます。

議長 よろしいですか。

嘉屋議員 いいです。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第8 議案第36号 令和3年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第9 議案第37号 令和3年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

以上、2議案についてこれを議題とします。議事進行上一括して執行の説明を求めます。

村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 それでは、議案第36号及び議案第37号を一括してご説明いたします。

まず、議案第36号 令和3年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、補正予算の概要としては、今回の補正予算は予算の総額に変更はございません。債務負担行為を追加させていただくものでございます。

1ページ第1表をご覧ください。

公営企業会計適用事業として、主に会計システムの構築に要する経費として、令和4年度から令和5年度までの期間で、限度額800万円を追加させていただくものでございます。

以上が、議案第36号の説明となります。

続きまして、議案第37号 令和3年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ487万1千円を追加し、総額を3億311万3千円とすること、それから債務負担行為の追加、及び地方債の変更を行うものでございます。

まず歳出からご説明いたします。12ページをご覧ください。

款1 総務費 下水処理事業の下水処理負担金建設分487万1千円の増額は、大竹市下水処理場の中央監視装置に不具合が生じたことによる改修工事を実施する経費、その23%を負担するため増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。10ページをご覧ください。

款3 繰入金につきましては、一般会計の繰入金を7万1千円追加するものでございます。

款6 町債は、先ほど申し上げました下水処理負担金建設分の増額に伴いまして、480万円を追加するものでございます。

続きまして3ページの第2表 債務負担行為補正をご覧ください。

簡易水道事業と同様に、公営企業会計適用事業として、限度額2,600万円を追加するものでございます。

続いて4ページの地方債補正をご覧ください。

下水処理負担金建設分の増額に伴い、限度額を7,570万円とするものでございます。

以上で、議案第36号及び議案第37号の説明を終わります。

議長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第36号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

上田丈二君。

上田議員

今回、公営企業会計適用事業で行われる訳ですけど、800万円ですね、この公営企業会計適用事業なんですけど国が定めた形で公営企業の経営基盤の評価や財政マネジメントの向上を目的として民間企業と同様の公営企業会計に適用し、経営

資産等の状況の正確な把握とか弾力的な経営等を実現するためというふうに伺っておりますけれども、これが和木町で行うことによってどのような効果とか利点とかが出て来るのでしょうか。

議長 村岡課長。

村岡都市建設課長 先ほど上田議員もおっしゃられたとおり、今後の将来的な経営基盤の安定とかそのために正確なですね、公営企業会計の見える化を図って将来的にですね安定的な経営をしていくというのがメリットになっていくと、そのためには公営企業会計にしないとですね、その場その場、単年度単年度の現金主義だけではですね、将来的な経営が、見える化がどうしても困難ということですね、このたび公営企業会計に移行するというところでございます。

議長 上田丈二君。

上田議員 その経費とか持つてる資産とか全てを鑑みながら、効果的な運営を実現していくために民間企業としての管理、運営が必要だということによろしいでしょうか。

議長 課長どうぞ。

村岡都市建設課長 まあ、そう言われたとおりの内容ですが、公営企業会計の適用によってですね、同じような言い回しになるかもしれませんが、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等に繋げていってですね、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めていくということを行うということですねご理解をいただけたらと思います。

- 議長 上田丈二君。
- 上田議員 的確な資産とかその企業の運営を民間企業と同じような管理システムにて長期的な運営を可能にして財政負担を減らしていく形になるってことですね、といことで理解してよろしいですか。
- 議長 いいですか、村岡課長いいですか。
はい、どうぞ。
- 村岡都市建設課長 財政の負担を減らすというよりも、平準化とかそういった経営の戦略を行っていく基盤となるものというふうに理解していただく、これをやったからすぐに経営がすごく低価格でできるようになるというものではないということでございます。
- 議長 よろしいですか。ご理解いただきましたか。
- 議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
- 議長 続きまして、議案第37号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、ございませんか、いいですね。
はい、質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第10 議案第38号 和木町ICT教育推進基金条例
について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

森本教育委員会事務局長。

森本教育委員会事務局長 議案第38号 和木町ICT教育推進基金条例についてご説明いたします。

この条例案は、小中学校において、専任で配置するICT教育支援員を雇用する財源に再編交付金を充当するために必要な条例を整備するものでございます。

第1条は、基金「設置の目的」を「ICT機器を利用した学習の総合的な支援を行うことにより、ICT機器の活用力の育成及び学力向上を図るため」と定めています。

第2条から第7条では、基金の「額」、「管理」、「運用」、「処分」等について、「一般会計の歳入歳出予算に計上すること」、「最も確実かつ有利な方法により管理すること」などを定めています。

なお、施行期日は附則にありますように公布の日からとしております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。

質疑はありますか。

上田丈二君。

上田議員 この基金条例について伺います。

この基金条例の中でICT教育支援に対する賃金の積み立てというふうに聞いておりますけれども、基金の積み立てというふうに、このICT教育支援教員の役割ってというのはどういった形の役割があるのでしょうか。

議長 森本教育委員会事務局長。

森 本 教育委員会事務局長
ICT教育支援員の業務内容につきましては、タブレットを使用した授業の指導案、指導カリキュラムなどの作成における助言、授業資料・教材準備の補助、教材及び学習支援のソフト等の操作支援、授業内での機器・ソフト操作支援等を考えております。

議 長 上田丈二君。

上田議員 このICT教育を進めていく上では、学校の先生方ではとても足りない、やっぱりこの支援員というのは必要だというのはよくわかります。この基金積立で5年分を積み立てるというようになっておりますけど、この基金の目標額とか何人この支援員を何人ほど入れる予定なのかわかれば教えていただきたいと思っております。

議 長 森本局長。

森 本 教育委員会事務局長
基金の積立額についてはですね、一般会計の補正予算に計上いたしました536万3千円ということで5年間を想定しております。1年間100万円少しということになります。

支援員については1名を雇用する予定としております。

議 長 よろしいですか。いいですか。はい。

他に質疑はありませんか。

灰岡裕美君。

灰岡議員 以前ですね、本町の小中学校はICT教育推進校として指定されました。そしてICT教育発表会へも私たち議員も参加させていただきました。今回なぜ条例を作って基金積立金を始めるのかその必要性と、例えばICT教育、新しい段階に入ってきましたということ理由があるのかその理由を教えてくださいたいと思います。

- 議長 森本局長。
- 森本教育委員会事務局長 先ほども申しあげましたとおり、指導案とかの助言、授業の資料、教材の補助、先生方のスキルアップについてICT支援員を雇用して授業を進めていくということを想定しております。
- 議長 灰岡裕美君。
- 灰岡議員 ICT教育を進めるにあたって先生方のご負担も増えてきているとは思いますが、通常の授業とは別に、それも考えてやっぱりそういう専門的な方を指導員として入れるという考えなんですか。
- 議長 森本局長。
- 議長 すみません、もう一度質問してください。
- 灰岡議員 現在、先生方の働き方改革もありますように、先生方の授業やその他の指導にご負担が増えておりますよね、またコロナ禍でもありますし、その中でやはりICT教育のスキルアップも先生方はしていかなければならない、その負担を考えてそういうICT教育の専門家を校内に招き入れてそういうふうな子どもたちへの指導、先生へのスキルアップの指導をしていただくという考え方で、今回この積立金を始められたのか、その理由を教えてください。
- 議長 いいですか。森本局長。
- 森本教育委員会事務局長 議員の言われましたとおり、そういうことになります。小中学校に週1日ずつという勤務で、先生方の補助をする、また授業中での操作の支援をするということでございます。

灰岡議員

わかりました。以上で質問を終わります。

議長

いいですか。

議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長

日程第11 議案第39号 和木町国民健康条例の一部を改正する条例について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長

それでは、議案第39号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします

本議案は、健康保険法施行令が一部改正されることに伴うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

5条の改正は、出産育児一時金の基本額の引き上げによるもので、現行の40万4千円から40万8千円にするものでございます。

この改正につきましては、産科医療保障制度における掛金が1万6千円から1万2千円に改正されるため、出産育児一時金の額を見直し4千円を増額して40万8千円とするものでございます。

なお、この改正の施行期日は、令和4年1月1日となっております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長

日程第12 議案第40号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例について

これを議題とします。執行の説明を求めます。
村岡都市建設課長。

村岡都市
建設課長

議案第40号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、緑ヶ丘団地 第3棟の建設によるもので、新住宅が25戸完成いたしますので、和木町営住宅条例別表を改正するものでございます。なお、本建て替え事業に伴い、解体した住宅につきましても戸数調整し、本改正条例施行後の町営住宅の戸数は合計で297戸となります。

詳細については、新旧対照の表の方をご覧ください。

戸数変更する団地はすべて緑ヶ丘団地ですけれども、番号11番、13番、14番で解体した住宅、合計24戸削減して、36番と37番で新築した住宅、計25戸を追加しております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長

異議なしと認めます。

議

長

本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 10時 7分